

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和5年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

次のとおり、原処分（児童手当・特例給付支給事由消滅処分）は違法又は不当である。

(1) 請求人は、仕事をしながらの育児で忙しく、夫との離婚裁判を自分自身で対応したので、心身疲労し、全ての郵便物に目を通す余裕がなく、また、請求期間に時効があることを知らなかったから、未支給期間の児童手当（以下「手当」という。）は遡及して認定されるべきである。

(2) 本件認定請求時の申立書における「離婚協議中につき別居している」との欄のチェックは、処分庁の職員が勝手に入れたものであり、請求人は離婚を望んでいないのに離婚を申し立てられ協議をせざるを得なくなったにもかかわらず、こうした事情が考慮されていない。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、次のとおり違法又は不当な点はなく、原処分の取消しを求める請求人の主張には理由がない。

(1) 処分庁は、令和2年度現況届に係る申立書等を提出するよう求めていたが、請求人から申立書等の提出はなかった。

(2) 処分庁は、その後も請求人に申立書等の提出を依頼したが提出がなく、令和2年度分の最初の支払期日（令和2年10月13日）の翌日から起算して2年を経過したことから、児童手当法（以下「法」という。）第23条第1項に基づき、時効により受給資格を消滅させる原処分を行ったものである。

(3) 請求人は、「請求期間に時効があることを知らず」と主張するが、現況届未提出に係る時効については、令和2・3・4年度の現況届の提出依頼等の際に説明している。

(4) 仮に本件認定請求時の申立書における「離婚協議中につき別居している」欄にチェックをしたのが処分庁の職員であったとしても、請求人が記入した「その他」欄のチェック及び記載内容だけでは資格要件を満たしていないものとして補正を行った可能性があり、この補正は必要なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は

不当な点は認められない。

- 2 請求人の手当の支給を受ける権利（基本権及びそれに基づく支分権）は、処分庁により支払が一時差し止められた令和2年6月分以降の手当に係る最初の支払期月（10月期分）における支払日（令和2年10月13日）の翌日（同月14日）から起算して、2年を経過した令和4年10月14日には、時効が完成したことにより、支分権は同日をもって消滅し、また、基本権についても、原処分（時効の援用）により消滅したというべきである。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年4月3日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年4月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法によると、手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母であって日本国内に住所を有するものに支給することとされ（法第4条第1項第1号及び第5条第1項）、支給要件を満たす者が複数人いる場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等のうちいずれか一の者が当該児童と同居しているとき（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父母等と生計を同じくしないときに限る。）は、当該児童は、当該同居している父母等によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととされている（法第4条第4項）。また、手当の支給を受けている者は、市町村長に対し、毎年、その年の6月1日における状況を記載した届出書を提出しなければならないとされ（法第26条第1項）、一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等であって、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父母等と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類を添付しなければならないとされている（児童手当法施行規則第1条の4第2項第7号及び第4条）。

また、手当の支給を受ける権利は、これを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅するものとされ（法第23条第1項）、現況届が提出されない場合、支払が一時差し止められた月分以降の手当に係る最初の支払期月における支払日の翌日から起算して、2年間権利を行行使しない場合（現況届を提出しないため、手当が支給されず、2年間経過した場合）には、基本権（受給の基本となる権利）の時効が完成するとともに、それに基づく支分権（支払期日ごとに分割された手当を受ける権利）も消滅するものとされているが、基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知を行うこと（時効の援用）により消滅する（支分権について

は時効の援用を要しない)とされている(児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について(平成24年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡))。

そこで本件についてみると、処分庁が支払を差し止めた令和2年6月分以降の手当に係る最初の支払期月(10月期分)における支払日(令和2年10月13日)の翌日(同月14日)から起算して、2年を経過した令和4年10月14日に時効が完成したことにより、支分権は消滅し、請求人に対する原処分のお知らせの送付(時効の援用)により基本権も消滅したことが認められる。

この点、請求人は、請求期間に時効があることを知らなかった旨主張するが、処分庁は時効完成に至るまで、複数回にわたり請求人に対して現況届に必要な事実関係を明らかにする書類の提出について督促し、提出がない場合は受給資格が消滅する旨を請求人に文書等で通知したものの、請求人からは必要な書類の提出がなく、提出できないことについてやむを得ない事情も認められない。

また、請求人は本件認定請求時の申立書において「離婚協議中につき別居している」との欄にチェックを入れたのは処分庁の職員である旨主張するが、仮にそのような事実があったとしても、それは請求人が必要な手続を行わなかったことや、行えなかったことを正当化する理由にはならず、原処分に影響を与えるものではないから、請求人の主張を採用することはできない。

請求人の当時の状況や心情等に同情すべき点はあるものの、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められないことについては、以上に述べたとおりであり、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子